



Title	9.11&7.7以降の英国の対テロ法の変容とイスラーム・フォビア：宗教差別とレイシズムの相乗効果（上）
Author(s)	清末, 愛砂
Citation	国際公共政策研究. 2010, 14(2), p. 17-28
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/8707
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

9.11&7.7以降の英国の対テロ法の変容と イスラーム・フォビア — 宗教差別とレイシズムの相乗効果 — (上)

Changes to the British Anti-Terrorism Acts after 9.11 and the 7.7 Bombings and Islamophobia : the Multiplier Effects of Religious Discrimination and Racism (1)

清末愛砂*

Aisa KIYOSUE*

Abstract

The purpose of this paper is to examine the influence of Islamophobia on Muslim residents in the UK after the September 11 attacks in the US and the July 7 London bombings. After September 11, Islamophobia started to increase in the UK even though the attacks had happened in the US. The July 7 bombings which killed over 50 people escalated this phenomenon. Muslim residents in the UK have suffered from physical and verbal attacks or other kinds of harassment on a daily basis in public areas.

In this paper, I will discuss the definition of Islamophobia, human rights abuses caused by the rise of Islamophobia mixed with racism in British society looking at both gender and ethnic discrimination within Islamophobia, and the ethnic compositions and characteristic trends of British Muslim communities.

キーワード：イスラーム・フォビア、英ムスリム・コミュニティーズ、9.11&7.7同時爆破事件、レイシズム

Keywords : Islamophobia, British Muslim Communities, 9.11 attacks, 7.7 London Bombings, Racism

* 烏根大学男女共同参画推進室講師

はじめに

英政府は2001年9月11日に米国で起きた同時爆破事件（以下では9.11という）をきっかけに、同盟国である米国とともに「国際テロ組織」に対する闘いを開始した。英国内では9月11日の事件から約2ヵ月後の2001年12月14日に「2001年対テロ・犯罪・安全保障法」（Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001、以下ではATCSAという）が制定された。同時に潜在的な「テロリスト」容疑者としてムスリム住民が厳しい監視の下に置かれるようになった。あわせて、英国社会に以前から存在してきた「イスラーム・フォビア」（＝イスラーム／ムスリムに対する憎悪や敵意。詳細は後述する）が台頭するようになった。

2005年7月7日にロンドンの地下鉄やバスのなかで同時爆破事件が起き、多数の犠牲者を生んだ（以下では7.7という）。二週間後にはロンドンで爆破物発見事件が起きた。これらの事件はイギリスの対テロ法政策にさらなる影響を与え、2006年3月30日に「2006年対テロ法」（Terrorism Act 2006、以下ではTA2006という）が制定された。また、7.7の実行犯の容疑者全員がムスリムであったことから、社会におけるイスラーム・フォビアがエスカレートし、ムスリムに対するヘイト・クライム（憎悪犯罪）が今まで以上に増加するようになった。

本論文の目的は、9.11、および7.7以降の英国社会におけるイスラーム・フォビアの急増と対テロ法の変容がムスリム住民に与えてきた影響について宗教差別・レイシズムの観点から議論することにある¹⁾。論文の前半にあたる本稿では、英国社会の社会的現象としてのイスラーム・フォビアに着目し、従来のレイシズムとの関係、また、攻撃の対象となっているムスリム住民、ないしはムスリム・コミュニティーズの形成過程をみていく。具体的には、1章において、イスラーム・フォビアの定義と形態を示した後に、宗教に関連するヘイト・クライムの発生数と実際の被害状況からみえてくる傾向を分析する。2章では、イギリス在住のムスリムの移住に関する歴史的背景、および現在の構成と特徴を述べる。

1. 「イスラーム・フォビア」とは何か

1-1 イスラーム・フォビアの定義と形態

イスラーム・フォビアとは、比較的新しく作り出された言葉であり、英国では1980年代後半に使われるようになったといわれている²⁾。多民族・多文化な市民社会の発展のために研究活動を行ってきた英国の財団Runnymede Trustは、1996年に英国のムスリムとイスラーム・フォビアに関する委員会を立ち上げ、英国社会におけるイスラーム・フォビアとムスリムが置かれている状況に關

1) 本研究は、科学研究費補助金平成20年度若手研究（B）（研究課題「市民的自由の保障と難民・移民の人権の観点から考えるイギリスの対テロ法政策」、課題番号20730005）の助成を受けたものである。また、本稿は日本平和学会2009年度春季研究大会自由論題部会での発表内容を発展させ、論文にまとめたものである。

2) Muslim Safety Forum (Department of Communities & Local Government; Cohesions & Faiths Unit), Islamophobia-Imports on London, London, August 2007, p.3

する本格的な調査を開始した。その結果として1997年に発行された同調査の最終報告書 "Islamophobia: A Challenge For Us All" は、イスラーム・フォビアを「ムスリムに対してネガティブ、かつ名誉を傷つけるようなステレオ・タイプ、ないしは考え方をほのめかしたり、そうだとみなしたりするような一連の視野を持ち続けることによって、イスラームやムスリムに対し、不安や憎悪や敵意を持つこと」³⁾と定義している。また、同報告書はイスラーム・フォビアを生み出す考え方のなかに8つの特徴がみられることを示した。それらの主なものは次の通りである。

- (1) イスラームを自分たちとは相容れない「別物」のように考える。また、他の文化と共に通する価値観を有していないとみなす。
- (2) イスラームの教えが西欧の価値観に比べると劣っているとみなす。また、イスラームを野蛮で、理性がなく、原始的で、性差別的なものであると考える。
- (3) イスラームを暴力的、攻撃的、人を脅かすもの、テロリズムを支持するものとみなす。また、イスラームを「文明の衝突」論に基づいて、自分たちとは対立する文明であると考える。

イスラーム・フォビアはこれらの偏見に基づき、様々な形態をともなってムスリムを取りまく社会生活のなかで立ち現れる。その具体例として、英国でイスラーム・フォビアやレイシズムの問題に取り組んできた団体の一つであるForum Against Islamophobia and Racism (以下、FAIRという) は次のものを挙げている⁴⁾。

- (1) メディアの報道や日常会話のなかで、ムスリムやイスラームに対してネガティブなイメージや資料が用いられること
- (2) 通りを歩いているときに加えられる攻撃や暴力
- (3) 雇用における差別
- (4) モスクやムスリムの墓場に対する破壊行為⁵⁾

また、FAIRは、これまでのヨーロッパ社会では民族や皮膚の色や国籍に基づく偏見や差別が主流であったものの、最近ではその傾向が宗教に基づくものに変容しつつあることを説明した上で、イスラーム・フォビアとレイシズムの類似性、例えばともに無知や誤情報に基づいている点、たまたま同じコミュニティに属しているにすぎない一部の人々のネガティブな特徴があたかもそのコミュニティ全体に共通する特徴であるかのように総体化しようとする点、差別を受けている側の日常生活のすべての局面に影響を与える点などを指摘している。

また、英国の対テロ法がムスリム住民に与える影響を懸念して結成された複数のムスリム団体の

3) The Runnymede Trust, Islamophobia: A Challenge for Us All, London,1997

4) Forum Against Islamophobia & Racism (FAIR), Racism and Islamophobia, 2003
<http://www.fairuk.org/docs/Islamophobia%20&%20Racism.pdf> (2009年11月29日確認)

5) 例えば、2004年3月18日に、ロンドン南東のチャーレトン墓場にあるムスリムの墓40基が破壊される事件が起きている。
 Forum Against Islamophobia & Racism (FAIR), Defining Islamophobia, 2004
<http://www.fairuk.org/docs/defining%20islamophobia.pdf> (2009年11月29日確認)

連合体⁶⁾であるMuslim Safety Forum（以下では、MSFという）で筆者が行った聞き取り調査⁷⁾のなかでも、スタッフの一人から、イスラーム・フォビアがレイシズムの形で始まり、それが宗教に基づく差別に結びついていく点や従来のレイシズムとイスラーム・フォビアとの相乗効果によって差別が拡大している点が説明された。また、攻撃の形態には、肉体的に加えられるだけでなく、口頭によるものも含まれていることが言及された。

イスラーム・フォビアの被害は、私人対私人との間においてのみ起きるものではない。イスラームやムスリムに対する偏見が公的な政策とそれらの施行に反映されることがある。次稿で詳細を述べるが、警察の職務質問の対象がムスリムに集中していることもその顕著な例として挙げられるだろう。

1-2 9.11、および7.7以降の英国社会におけるイスラーム・フォビアの台頭

1-2-1 9.11、および7.7以降のイスラーム・フォビアの実態

英国社会、ないしはEU各国の社会におけるイスラーム・フォビアは、9.11以前からみられる現象であったが、9.11をきっかけに広範な高まりをみせ、英国社会においては特に7.7以降にその傾向が顕著なものとなったという⁸⁾。2004年に英国のムスリムの人権団体であるIslamic Human Rights Commission（以下では、IHRCという）がイングランド、ウェールズ、スコットランド在住のムスリム住民を対象に行ったイスラーム・フォビアとムスリムに対する差別に関する調査⁹⁾によると、頻度は異なるものの¹⁰⁾、回答者の79.1%が英国社会で何らかの差別を経験したことがあると答えている¹¹⁾。IHRCが1999年と2000年に行った調査では、同様の質問に対し、1999年の回答者の35%が、また、2000年の回答者の45%が差別を経験していると答えている¹²⁾。2004年の79.1%という数値はそれらに比べるとはるかに増加しており、英国社会の変容の一端を伺い知ることができる。

2004年調査の報告書には、回答者が実際に経験した差別や差別的に扱われたと感じたときの例が掲載されている¹³⁾。それらのいくつかを次に示す。

6) 2002年に結成され、現在、英国の30以上のムスリム団体が加盟している。英国のムスリムがイスラームの信仰のために差別されない社会の形成を目指し、ムスリムと非ムスリムが調和のとれた関係を築くための活動、イスラーム・フォビアに基づく差別をなくすための活動、ムスリム・コミュニティーズの安全を確保するための活動などを行っている。イスラーム・フォビア問題やイスラームの多様性に関し、市民だけでなく、警察の意識を向上するためのプログラムも展開している。

7) 英国におけるフィールドワーク（資料収集、人権団体やムスリム団体での聞き取り調査）は、2008年（8月25日から9月3日）、および2009年（3月7日から3月15日）にそれぞれ1回ずつ行った。Muslim Safety Forumでの聞き取り調査は、2009年3月13日に行った。

8) Shadjareh, M., Anti-Terror Laws: Promoting Security or Dividing Communities? (conference paper), International Conference on Islamophobia, Istanbul, December 8-9 2007、およびMSFでの聞き取り調査より。

9) 全回答者数（1125名）のうち、すくなくとも90%は英国籍者であった。また、55%が英国で出生した者であった。調査の手法としては、アンケート調査と質的インタビューが用いられた。

10) その内訳は、次のようになる。いくつかの場面で経験したことがある（55.2%）、ほとんど毎日経験している（8.1%）、一週間に一度くらい経験している（8.1%）、一ヵ月に一度くらい経験している（7.7%）。

11) Ameli, S. Elahi, M., et al., British Muslims' Expectations of the Government Series Volume2 Social Discrimination: Across the Muslim Divide, Islamic Human Rights Commission, London, 2004, pp.22-23

12) 同上、p.23

13) 同上、pp.24-25

「学校ではヒジャブを被っているから、周りは私のことを愚かな人間だと思っている。職場では学校に比べると差別を経験することは少ないけれど、周りは初めから私のことを無能だと思っている。」(21歳、女性、ロンドン在住)

「職場に来たある客が、『服の下に何丁のカラシニコフを隠し持っているんだ?』というような質問をしてきたことがあった。その時は、上司が助けに入ってくれて、代わりにその客と話をしてくれた。」(28歳、女性、ロンドン在住)

「そんなに差別を経験しているわけではないけれど、以前、『ビン・ラディン』と呼ばれたことがあった。それ以外には『パキ』と呼ばれたことがある。」(30歳、男性、ノッティンガム在住)¹⁴⁾

「差別は何度も経験している。ある日、バスに乗ったら、運転手が非常に無礼な態度で接してきたことがあった。私には荒々しく話して急がせたけれど、他の乗客のことは丁寧に扱っていた。」(22歳、女性、ロンドン在住)

「以前の職場で、例えば、『そのスカートはあなたが信じる宗教の一部を表すものなの?』『そのダイアモンドはあなたが信じる宗教に関係しているの?』といった無神経な質問を頻繁に受けた。通りを歩いているときに、ある女性が私に対してこんなことを言ってきたこともある。『故郷に帰って、自分の国を爆破させたらどうなの?』そう言った後に、彼女は脅かすように拳を見せた。」(27歳、女性、ロンドン在住)

上記で紹介した例は、主には口頭による嫌がらせであり、なかにはムスリムに対する先入観ゆえになされたと思われる無知に基づく質問もある。そのような質問は、「無意識」な差別とつながることになる。また、質問をされた側は、ムスリムであるがゆえに、特殊な存在としてみなされることから苦痛を感じ、それらを差別経験として記憶に刻んでいくだろう。いずれにせよ、先述したFAIRによるイスラーム・フォビアの形態の(1)ないしは(2)にあたる例である。IHRCの報告書には、2004年にレストランで肉体的な暴力を加えられた35歳の女性の例¹⁵⁾が次のように紹介されている。

35歳のサフィアは、ロンドンの北西部にあるファースト・フードのレストランでフライド・チキンとフライド・ポテトを食べていた。夫はその近くで買い物をしていたため、一人だっ

14) ムスリムに対し、「ビン・ラディン」「テロリスト」といった言葉を投げつける行為は、口頭でなされるイスラーム・フォビアの典型例である。

15) Ameli, S, Elahi, M., et al., op.cit., p.28

た。彼女がヘジャブやスカーフを巻いていることに気がついたある男性が「なぜ?」「なぜ?そんなことが起きるんだ?」と言いながら、彼女に近づいてきた。彼は、彼女の首につかみかかり、殴打し始めた。彼女は悲鳴をあげ、彼の手を離そうとした。そのとき一人の警察官が通りかかり、彼女が攻撃されていることに気がついた。警察官は止めようとして間にに入ったが、男性の力がかなり強かったため、一人ではなかなか対応できなかった。警察官が苦闘しているときに、彼女の夫が戻ってきた。夫と警察官は二人がかりで必死に男性を押さえた結果、ようやくおさまった。その後、逮捕された男性は公共の場における乱闘罪で起訴された。

サフィアの例は、ムスリムを狙った暴力的なヘイト・クライムである。男性の発言の「そんなこと」が何を意味しているのかは明らかではないが、9.11、ないしは2004年3月11日にスペインのマドリードで起きた列車爆破事件のように、容疑者がムスリムとみなされている大規模のテロによる影響を受けてなされたものであると推測できよう。この時点では、同じくムスリムが容疑者とされる7.7はまだ起きていない。

次に示すロンドン警視庁の統計（表1）は、2004年4月から2006年3月までにロンドンで起きた宗教に基づくヘイト・クライムの発見件数の推移を示している。2004年4月から2005年3月までに記録された宗教に基づくヘイト・クライムの件数は692件であったが、2005年4月から2006年3月にかけてはその数が1103件にまで増加している¹⁶⁾。月別にみると、2005年7月の件数がこれらの2年間で最も多く、303件が記録されている。また、同年8月は前月よりもその数は減ったものの155件が記録されており、前月に続いて2番目に多い。また、これらの2年間で100件を超す月は他にはない。被害者を宗教別に示したデータがないことから、記録されているケースのすべてがイスラーム・フォビアに基づくクライムであるかどうかは定かではないが、これらの月の数値が急速に増加したことの主な原因として、7.7直後に事件の現場となったロンドンでイスラーム・フォビアが急速に高まったことが推測できる。また、ここに示したデータはあくまで公的に記録されたものにすぎない。警察に訴えていないケース、ないしは何らかの攻撃を受けたムスリム住民がその被害を警察に届け出たときに、宗教に基づくヘイト・クライムとして認識されず、通常の傷害事件として扱われたケースもあるだろう。これらをあわせると、実際の数はさらに多いといえるのではないだろうか。

【表1】2004年4月から2006年3月までのロンドンにおける宗教に基づくヘイト・クライムの推移¹⁷⁾

月	2004年4月～2005年3月	2005年4月～2006年3月
4月	74	38

16) Metropolitan Police Department (UK), Communities Together, Information Bulletin 93, 13 August 2006, p.6

17) Metropolitan Police Department (UK), Communities Together, Information Bulletin 93, 13 August 2006, p.6に示されている表をもとに作成。

月	2004年4月～2005年3月	2005年4月～2006年3月
5月	60	57
6月	49	82
7月	75	303
8月	35	155
9月	56	78
10月	61	93
11月	53	66
12月	43	50
1月	79	38
2月	48	68
3月	59	75
合計	692	1103

1-2-2 イスラーム・フォビアを通してみえるジェンダー差別とレイシズム

前述のMSFでの聞き取り調査のなかで、例えば、肌が褐色である、南アジア系である、髭を伸ばしている、ヘジャブを被っているといった外見上の特徴からムスリムであると判断、ないしは推測された住民がイスラーム・フォビアの被害にあいやすいこと、また、男性よりも女性の方が被害¹⁸⁾にあいやすいことが指摘された。女性はヘジャブの着用や長衣などの服装によって外見上、ムスリマ（ムスリムの女性形）として目立ちやすいことがその理由として挙げられたが、その根本的な要因はさらに深いところにあるとみるべきであろう。英国のムスリマは、女性として社会的により「弱い」立場に置かれているだけでなく、次章で詳述するように、エスニック・マイノリティ¹⁹⁾（ムスリムの70%以上がアジア系住民）にもあたる。これらの二重の差別に旧宗主国という歴史的なつながりからもたらされるコロニアルな視点が加わることで、イスラーム・フォビアの被害が増加していると考えられるからである。

イスラーム・フォビアの影響はムスリムだけが受けているわけではない。MSFでの聞き取り調査では、イスラーム・フォビアが台頭すると同時に、ムスリムだけでなく、シーア教徒やヒンドゥー教徒、あるいはユダヤ人²⁰⁾がその被害に巻き込まれるようになったこと、また外見上ムスリムに見える人々（実際にはそうではない場合もある）が攻撃の対象となっていることが報告された。これは、ヒンドゥー教徒のインド系住民がパキスタン系、あるいはバングラディッシュ系のムスリムと間違われ、攻撃されるような場合を指している。この傾向は、従来のレイシズムにイスラーム・フォ

18) ムスリマに対する攻撃の典型例の一つには、頭部に巻いているヘジャブを引き下ろそうとする行為があげられる。ヘジャブの目的は家族以外の男性の前で髪の毛を隠すためにあり、公衆の面前でそのヘジャブを引き下ろすという行為は、被害女性にとって肉体的な暴力というだけでなく、心理的な暴力にもなる。

19) エスニック・マイノリティとは、新英連邦から英国に渡った移民とその子孫を指す。浜井祐三子『イギリスにおけるマイノリティの表象－「人種」・多文化主義とメディア』（三元社、2004年）、32頁

20) ヨーロッパ系ユダヤ人（アシュケナージ）の場合、外見上、アジア系住民と思われる可能性はないことから、イスラーム・フォビアの台頭とともに従来から根強くある反ユダヤ主義が形となって表れたということかもしれない。この点に関してはさらなる検討が必要である。

ビアが結びつき、その被害が拡大した典型例、あるいはイスラーム・フォビアが台頭するなかで派生したあらたなレイシズムの例といえるだろう。

MSFでの聞き取り調査のなかで、英語教育を受けていないムスリマの移民女性が通りを歩いているときなどに、イスラーム・フォビアの一形態である言葉による暴力を受けたとしても、言われた内容を理解できない問題があることも言及された。そのような場合、被害女性は見知らぬ人に怒鳴られた、あるいは何かしらネガティブなことを言わされたようだと感じるものの、その内容が分からぬ以上、イスラーム・フォビアのケースとして記録されにくい。若い世代の英国籍のムスリム住民は英国生まれの者が多数を占め（詳細は次章で述べる）、英語が母語である場合が多く、英語で中傷されたときに意味を理解できないことはないが、大人になってから移民男性との婚姻などを通じて英国に移り住んだ女性たちのなかには、ほとんど英語を解することができない住民も含まれている。特に出身地を同じくする住民が集中しているコミュニティ内に日常の生活空間があり、母語以外を使う必要がない場合は、なおさらその傾向が強いだろう。英国におけるイスラーム・フォビアやレイシズムの問題を議論するときは、これらの人々が「自己認識」しにくい被害を十分考慮する必要がある。

外見上の判断に加え、例えば、バスや地下鉄などの公共交通手段を利用しているときにイスラームやムスリムに関係する本を読んでいる、というような行為からムスリムだと推測され、攻撃対象になることもある。2004年に当時23歳であったロンドン在住のあるムスリム女性は、次のような経験をしたという²¹⁾。

バスに乗っているときに「進歩的なムスリム：正義、ジェンダー、多元主義」と題する本を読んでいたら、隣に座っていた3人の男性の乗客（ホワイトが一人、ブラック2人）が、そのタイトルを見て笑い始めた。その後、ホワイトの男性が「彼女を見てみろよ。彼女が読んでいる本を見てみろよ。こんなバスに乗るんじゃなかった。彼女が爆弾か何かを落とすかもしれないぞ！」と言った。

イスラーム・フォビアやレイシズムに関係する何らかの嫌がらせや暴力を受けると、同じ被害を再び受けるのではないかと不安になる被害者もいるだろう。その結果、なかには公共空間ではなるべく「ムスリム」性が目立たないように振舞う、すなわち本来、保障されているはずの行為に自ら制限を加えながら生活を送ることで、「自己防衛」を図る人々も出てくるようになり、そこには心理的に大きなプレッシャーが加わる。また、被害によって引き起こされたトラウマに苦しみ、その傷を癒すのに時間がかかる人々もいる。前述のサフィアがその一例である。彼女は恐怖のあまり一人で外出できなくなり、最終的には夫とともに安全を感じる他の地域に引っ越さざるを得なくなった。

21) Ameli, S. Elahi, M., *et al.*, op.cit., p.29

IHRCでの聞き取り調査²²⁾ のなかで、髭を生やしたアラブ系のムスリム男性が、乗っていたバスのなかでアラビア語の本を読んでいたら、その行為を見た乗客の一人が彼のことを「テロリスト」だと思い、警察に通報したケースがあることを聞かされた²³⁾。この男性は地下鉄に乗り換えるためにバスを降りて地下鉄の駅に入ったが、故障のため運行中止である旨をつげられ、他の交通手段を探すために駅の外に出た。そのときに、15人の警察に囲まれ、地面に押しつけられた。恐怖に陥った人々が見ているなかで、彼は後ろ手に手錠をかけられ、個室に連行されたという。

これは、明らかにムスリムが多いアラブ系住民に対する差別と無知に基づくイスラーム・フォビアから引き起こされた暴力である。このような恐怖の経験をすると被害を受けた側は英國社会や住民、さらには警察のような公権力に対し猜疑心を深めることになり、社会の分断化につながる危険性がある。イスラーム・フォビアやレイシズムは、多民族、多文化社会における「共生」の可能性を阻む重大な要素の一つとして論じられるべきものであろう。

次章では、イスラーム・フォビアの＜第一＞のターゲットであるムスリム人口の構成やムスリム・コミュニティーズの特徴を整理したあとに、これらのムスリム住民が英國社会に導入された歴史的背景とその目的についてみていくこととする。

2. 英国のムスリム・コミュニティーズ

2-1 英国のムスリム住民の割合とその構成

イスラーム・フォビアが台頭している英國において、ムスリム住民はどのくらいの割合を占め、またどのようなエスニック・カテゴリーから構成されているのだろうか。2001年4月に行われた人口調査²⁴⁾によると、全人口57,103,927人のうち、15,88,890人がムスリムであった。割合で示すと2.78%となる（表2）。

【表2】英國人口の宗教の内訳²⁵⁾

宗教	人口数	割合 (%)
キリスト教	41,014,811	71.82
イスラーム	1588,890	2.78
ヒンドゥー教	558,342	0.98
シーカ教	336,179	0.59
ユダヤ教	267,373	0.47
仏教	149,157	0.26
その他の宗教	159,167	0.28
無宗教	8,596,488	15.05

22) 聞き取り調査は、2009年3月9日にロンドン郊外にあるIHRCの事務所で行った。

23) Shadjarah, M., et al., op.cit. (注8)においても紹介されている。

24) The Office for National Statistics (UK), Focus on Religion, October 2004

25) The Office for National Statistics (UK), Focus on Religion, October 2004のなかの "Religious Populations" で示されている表をもとに作成。

宗教	人口数	割合 (%)
回答なし	4,433,520	7.76
全人口	57,103,927	100

この割合は、英国の人口を宗教別に分けるとクリスチヤンに次いで多い。また、上記の人口調査によるとムスリム人口の73%がアジア系²⁶⁾の移民であり²⁷⁾、その内訳は以下の表3のようになる。ムスリム人口で最も多いのは、パキスタン系住民（43%）である。

【表3】英国のムスリム人口の内訳²⁸⁾

国・地域	割合
パキスタン	43
バングラデイシュ	16
インド	8
その他のアジア	6
その他の国や地域	27
合計	100

ムスリム人口の46%が英国生まれであるが、英国外での出生者のうち39%²⁹⁾がアジア諸国で生まれている。在住地域別に分けると、38%がロンドン、14%がウェスト・ミッドランズ（イングランド中部）、13%がイングランド北西部、12%がヨークシャー＆ザ・ハンバーに在住している。ムスリム人口を年齢別に分けると、34%が16歳未満の若者であり、年齢層別（16歳未満、16歳から34歳、35歳から64歳、65歳以上）に比較すると、この層の割合が最も高い。ムスリムは英国のなかで最も失業率（男性14%、女性15%）³⁰⁾が高く、クリスチヤンの失業率（男性4%、女性5%）に比べると、ムスリム男性はその3.5倍、女性は3倍にもなる。特に16歳から24歳までの若年層のムスリムの失業率がすべての宗教別グループのなかで最も高い。1章1-1で示したように、イスラーム・フォビアの具体例には雇用における差別があげられるが、失業率の高さの要因の一つにはイスラーム・フォビアも影響している³¹⁾。

次にこれらのムスリム人口が英国社会に導入された経緯についてみていくことにする。

26) 英国でアジア系という場合、インド系、パキスタン系、およびその他のインド亜大陸の地域に出自を持つ者を指す。

27) 英国の人口調査において、エスニック上の出自に関する質問項目は1991年に加えられた。浜井、前掲書、33頁

28) The Office for National Statistics (UK), Focus on Religion, October 2004のなかの“Ethnicity”で示されているデータをもとに作成。

29) その内訳はパキスタン18%、バングラデイシュ9%、インド3%である。

30) The Office for National Statistics (UK), *et al.*, op.cit.

本データは2003年から2004年のものである。

31) ムスリムの失業率の高さの原因是イスラーム・フォビアやレイシズム以外にもさまざまな要因があるが、本稿ではこの点についてはこれ以上議論しないことにする。

2-2 ムスリムによる英国移住の歴史的背景

第二次世界大戦以降のコモンウェルス出身者による英国への移住の流れは、次の3段階に分かれる³²⁾。

- (1) 単身男性の移住労働者：1950年代
- (2) 単身男性の移住労働者の妻や子どもたちの統合：1960年代
- (3) 英国生まれ、英国での教育を受けた第二世代以降の誕生

1948年に制定されたコモンウェルス国籍法は、コモンウェルスの住民に英国への入国、定住、および就業の権利を認めていた。第二次世界大戦以降、特に1950年代に入り、労働力不足に悩んでいた英国社会は同法の下で労働力を補うために、コモンウェルスの国々から男性労働者を積極的に受け入れた³³⁾。これらの男性は、基本的に出身地に帰ることを前提に英国に渡ってきた³⁴⁾。その状況は1960年代に入ると大きく変容する。すなわち、英国で働いている男性労働者が本国の女性と結婚し、英国とともに暮らすようになったり、出稼ぎ労働中に本国の女性と結婚したものの、妻や子どもたちを本国に残したまま英国で働き続けてきた男性の下に、妻と子どもが統合するようになったからである。

一方、英国政府は1962年から1988年にかけて、入国管理関連の法改正を繰り返し、コモンウェルス出身者の入国条件を厳しくすることで、労働移住に制限を加えるようになった³⁵⁾。一方、1970年代から80年代の英国社会は失業率が上昇し、それまで主には繊維や金属関係の工場で非熟練労働に従事していたこれらの移住労働者の多くが、大きな打撃を受けることになった。これらの法政策と経済的要因が連動する形で移住の大きな波が止まり、厳しい入国管理法政策の下で、新たな移民は、すでに英国に移住している人びとが呼び寄せた家族か熟練労働者に限られるようになった。

このような労働移住の流れのなかで、英国で生まれ、英国で教育を受けた二世以降のエスニック・マイノリティの住民が誕生した。そのなかに多数のムスリムが含まれていることは、すでに先述した通りである。これらの人々は自らをムスリムとして位置づけていたとしても、個人が有するムスリム・アイデンティティには温度差がある³⁶⁾。また、ムスリム住民の出身地も多様であり、ムスリムのコミュニティを指すときには、複数形で「ムスリム・コミュニティーズ」と表す方が正確な表現となる。英国にはムスリム団体も多数存在するが、それらの団体の活動目的、政治的スタンスおよび社会へのアプローチにも差異がみられる。

32) アンドリュー・ローゼン（川北稔訳）『現代イギリス社会史1950-2000』（岩波書店、2005年）123-129頁、およびLewis, P., *Young, British and Muslim (with a Foreword by Jon Snow)*, London & New York, Continuum, 2007, pp.16-19

33) アンドリュー・ローゼン、前掲書、124頁

34) アンドリュー・ローゼン、前掲書、125頁。その多くは若い未婚男性であり、英国を一時的な出稼ぎの地と考えていた。

35) アンドリュー・ローゼン、前掲書、128-9頁。1962年から1988年までの入国管理に関する法改正は、1962年、1968年、1971年、1987年、1988年になされた。

36) Modood, T., *Multicultural Politics: Racism, Ethnicity, and Muslims in Britain (Foreward by Craig Calhoun)*, Minneapolis, University of Minnesota Press, 2005, p.31

おわりに

本稿では、1章の前半でイスラーム・フォビアの定義と形態を論じたあとに、9.11、および7.7以降の英国社会におけるイスラーム・フォビアの状況を理解するために、IHRCやMSFにおける聞き取り調査、IHRCの調査報告書、およびロンドン警視庁が公表している宗教に基づくヘイト・クライムの統計データに基づき、その変遷や傾向を分析した。それらを通して、イスラーム・フォビアが単純にイスラームやムスリムに対する偏見のみからもたらされているわけではなく、英国社会のジェンダー差別やエスニック・マイノリティに対するレイシズムを含有する形で形成されてきたことが明らかとなった。

続く2章では、英國民の一部を構成するエスニック・マイノリティのなかのムスリムに着目し、その構成と統計上のデータから見えてくる特徴を概観したあとに、第二次世界大戦以降の英國の労働力不足を補う目的でコモンウェルスの国々からムスリムを含む男性労働者が導入された歴史的な経緯を論じた。このような過程を経て、英國社会の一員となったムスリム住民が現在、激しいイスラーム・フォビアの被害にあっているという現実は、英國社会が今もなおコロニアリズムを解体できずにいることを示している。

英國におけるムスリム住民に対するイスラーム・フォビアやレイシズムは新しい現象ではないが、本稿で紹介したように9.11、特に7.7以降に急増しているイスラーム・フォビアの被害状況は極めて深刻である。英國社会でムスリムとして生きることはかつてないほど困難なものとなっている。次稿で詳しく議論するように、ムスリム住民に対する対テロ法の適用においても厳しい人権侵害が報告されている。ムスリムが社会において安全な生活を送ることができるようにするために、社会における差別と公権力による弾圧という二重の問題に取り組む必要がある。

次稿では、9.11以降の対テロ法政策の下で制定されてきた一連の対テロ法の内容と施行状況に焦点をあてつつ、これらの法政策がムスリム住民の日常生活に与えてきた影響について詳解する。また、レイシズムと重なりあう形で互いに結びつきながら台頭するイスラーム・フォビアに対しては、従来の英國のレイシズム対策の枠組みでは対応に限界があることを鑑みながら、人種関係法（1965年制定、1976年改正）、1998年人権法、および2006年に制定された人種・宗教的憎悪禁止法に基づく法政策のなかにみられるアプローチの変遷についても議論する。